本則の表改正前欄の地方税法施行規則第六号様式記載要領17中「計㉜」を「計㉜」に、「金額㉝」を「金額㉝」に改め、同様式記載要領18中「収入金額㊴」を「収入金額㊴」に改め、同欄の地方税法施行規則第六号様式（その２）記載要領中「８～10　［同左］」を「８～15　［同左］」に改め、同様式記載要領11から15までを削り、同様式記載要領17中「計㉜」を「計㉜」に、「軽減税率不適用法人の金額㉝」を「軽減税率不適用法人の金額㉝」に改め、同様式記載要領18中「収入金額㊴」を「収入金額㊴」に改め、同様式記載要領19中「収入金額㊼」を「収入金額㊼」に改め、同欄の地方税法施行規則第六号様式（その３）記載要領中「８～10　［同左］」を「８～15　［同左］」に改め、同様式記載要領11から15までを削り、同様式記載要領19中「計㉜」を「計㉜」に、「軽減税率不適用法人の金額㉝」を「軽減税率不適用法人の金額㉝」に改め、同様式記載要領20中「収入金額㊴」を「収入金額㊴」に改め、同様式記載要領21中「収入金額㊼」を「収入金額㊼」に改め、同様式記載要領22中「収入金額㊸」を「収入金額㊸」に改め、同欄の地方税法施行規則第六号様式別表九記載要領５を次のように改める。

５　「控除前所得金額①」の欄は、第６号様式別表５を提出する法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは、「別表５㉓」と読み替えて計算した金額を記載すること。

本則の表改正前欄の地方税法施行規則第六号様式別表九記載要領中「［６～８　同左］」を「６～８　［同左］」に改め、同欄の地方税法施行規則第六号の三様式記載要領中「［１～10　同左］」を「［１～８　同左］

９　「所得割額 $\left(㊷\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ⑳」から「収入割額 $\left(㊺\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ㉓」まで及び「特別法人事業税額 $\left(㉔\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ㉕」の各欄は、当該事業年度の開始の日から法［10　同左］

第72条の26第１項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて

計算した金額を記載すること。に改め、同欄の地方税法施行規則第六号の三様式（その２）記載要領を次のように改める。

」

第６号の３様式（その２）記載要領

［１～８　同左］

９　「所得割額 $\left(㊺\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ⑨」から「収入割額 $\left(㊿\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ⑯」まで及び「特別法人事業税額 $\left(⑰\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ⑱」の各欄は、当該事業年度の開始の日から法第72条の26第１項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

［10～12　同左］

本則の表改正前欄の地方税法施行規則第六号の三様式（その３）記載要領を次のように改める。

第６号の３様式（その３）記載要領

［１～８　同左］

９　「所得割額 $\left(㊹\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ⑨」から「収入割額 $\left(㊷\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ⑲」まで及び「特別法人事業税額 $\left(⑳\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ㉑」の各欄は、当該事業年度の開始の日から法第72条の26第１項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

［10～12　同左］

本則の表改正前欄の地方税法施行規則第七号様式を次のように改める。

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［［様式　別紙二十四の二　挿入］］

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［［様式　別紙二十四の四　挿入］］

第７号様式記載要領

［１・２　同左］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［(1)～(4)　同左］

［新設］

(5)　「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算した金額を記載すること。